

令和8年度 第53回 居合道中央講習会・地区講習会（福島・滋賀）要項 全日本剣道連盟

1. 目的

居合道の全国的普及と技能の向上を図るとともに、「全日本剣道連盟居合」の的確な伝達と審判実技を行い共通理解を得ることを目的とする。

2. 期 日

(福島県) 令和8年6月13日(土)～14日(日) 2日間

13日(土) 午前10時(開講式)～午後5時(終了)

14日(日) 午前9時30分(開始)～午後2時30分(閉講式)

(滋賀県) 令和8年6月27日(土)～28日(日) 2日間

27日(土) 午前10時(開講式)～午後5時(終了)

28日(日) 午前9時30分(開始)～午後2時30分(閉講式)

3. 会 場

(福島県) 宝来屋ボングアリーナ(郡山総合体育館) ※別紙案内図参照

〒963-8016 福島県郡山市豊田町3番10番 電話 024-934-1500

(滋賀県) 滋賀ダイハツアリーナ ※別紙案内図参照

〒520-2164 滋賀県大津市上田上中野町779番地 電話 077-545-0108

4. 主 催 公益財団法人 全日本剣道連盟

主 管 福島県剣道連盟・一般財団法人 滋賀県剣道連盟

5. 受講資格および人員

(1) 各都道府県剣道連盟の登録会員であること。

(2) 居合道四段以上の者、年齢に制限なし。

(3) 参加は、福島講習は北海道・東北・関東・北陸・東海地区の都道県。

滋賀講習は近畿・中国・四国・九州地区の府県。

6. 講習科目 (1) 居合道解説書に基づく作法と形の実習・指導法の講習。

(2) 審判実技および審判法・審査法の講習。

(3) 古流の研究。

7. 日 程 表 別紙のとおり。

8. 受講者の申込み

(1) 申込方法 参加希望者は「大分県剣道連盟ホームページ」より所定用紙をダウンロードし必要事項を記入、参加料を添え登録支部を通じて申込みこと。支部は一括して参加料とエクセルシートをメール添付し申込みのこと。

(2) 令和7年度年会費を納入のこと。

(3) 申込締切 各支部 令和8年4月24日(金)

県剣連 令和8年5月1日(金) 締切厳守のこと

(3) 申 込 先 〒870-0820 大分県大分市西大道1丁目1番76号

一般財団法人 大分県剣道連盟

電話 097-547-9980 FAX 097-547-9981

9. 参加料 1人 4,400円(申込みと同時に納入のこと)

※令和8年度年会費を納入のこと

10. 参加上の留意事項

(1) 携行品・居合刀、剣道着(居合道着)、袴、筆記用具、居合道解説書、居合道試合・審判規則、称号・段級位審査規則、木刀(大刀のみ)、審判旗(六段以上)。

※居合刀は安全に配慮し、模擬刀を推奨します。

(2) 都道府県名および姓を明記した名札を左胸部に付けること。

「凡例」

都道府県名
姓

黒または紺色の剣道着(居合道着)の場合は、黒または紺色の布地に白字とし、白色の剣道着(居合道着)の場合は、白地に黒字とする。

(3) 講習参加に当たって、携行品資料を熟読のうえ出席すること。

(4) 居合刀に下げ緒を結束すること。

11. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。また、参加者は、健康保険証を持参のこと。高齢者の参加については、特に留意のこと。主催者において行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費(手術、入院費は含まれない)は主催者が負担する。AEDを常備する。また、医師等により脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに講習会への参加を中止とする。なお、主催者は参加者の事故に対し(会場への往復途上を含む)傷害保険に加入する。全日本剣道連盟の「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。※全剣連ホームページ参照

12. 個人情報保護法への対応

※以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報(登録県名、称号・段位、漢字氏名、年齢、住所、電話番号、職業等)は全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本講習会運営のために利用することがある。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。全剣連は、研究材料としてビデオ撮影することがある。

(1) 全剣連及び報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 全剣連及び報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映及びインターネットによる配信で公開されることがある。

(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真及び映像が販売されることがある。

13. 注意事項 講習会場への立ち入りは、関係者および参加者のみとします。

14. その他

(1) 本講習会を完全に受講した者には、修了証を授与する。

(2) 当日の申込みは行いません。

(3) 申込み後、欠席者に対する返金を行いません。